秋田市公告

都市公園を設置することから、都市公園法（昭和31年法律第79号）第２条の２の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和４年２月24日

秋田市長　穂　積　　志

１　都市公園の名称および位置

公園名	位置
手形十七流第二街区公園	秋田市手形字十七流地内

２　都市公園の区域

別図（省略）のとおり

３　供用開始の期日

令和４年２月24日